

福島県パートナーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての県民が個人として人権や尊厳を尊重されるとともに、一人一人の個性に応じて、主体的に選択された様々な生き方を認め合う社会づくりに向け、法的に婚姻が認められていない戸籍上同性のカップルや、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルが家族として扱われないことによる生活上の不便さを軽減するなど、人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境づくりを進め、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現することを目指し、福島県パートナーシップ制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常の生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする二人の関係をいう。

(2) パートナー

パートナーシップにある相手方のことをいう。

(3) ファミリーシップ

パートナーシップにある者とその双方又は一方の子(養子を含む。)、親(養親を含む。)、三親等内の近親者及びその他知事が適当と認める者(以下「近親者等」という。)が、家族として日常の生活において相互に協力し合う関係のことをいう。ただし、未成年の子(養子を含む。)は、パートナーシップにある者の双方又は一方と生計を同一にするものであることとする。

(届出者の要件)

第3条 届出をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するパートナーシップにある者とする。

(1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。

(2) 双方又はいずれか一方が、県内に住所を有し、又は3か月以内に県内への転入を予定していること。

(3) 双方に民法における配偶者がいないこと。

(4) 双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。

(5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(届出及び提出の方法)

第4条 この要綱による届出や書類の提出については、原則、オンラインにより行うものとし、オンラインによることが出来ない場合にあっては、郵送により行うものとする。

(届出)

第5条 届出をする者(以下「届出者」という。)は、福島県パートナーシップ届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)により知事に届け出るものとする。

- 2 届出者は、ファミリーシップにある者を含め、近親者等として届け出ることができるものとする。
- 3 第1項の規定により届出書を提出するときは、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 戸籍抄本、独身証明書その他の婚姻していないことを証明する書類（届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 本人確認を行うための次に掲げるいずれかの書類の写し
 - ア マイナンバーカード（個人番号カード）
 - イ 運転免許証
 - ウ 旅券（パスポート）
 - エ その他、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - オ ア～エに掲げるもののほか、知事が適当と認める書類
- 4 第2項の規定により近親者等を含めて届け出る場合は、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - (1) 近親者等との関係性を確認できる書類（戸籍抄本や住民票の写し等。届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 近親者等の氏名等の記載に関する同意書（様式第2号）（届出日において15歳以上の近親者等に関する届出に限る。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 5 第3条第1項第2号に規定する県内へ転入予定である者は、転入後、県内への転入を証明する書類（住民票の写し又は住民票記載事項証明書。県内への転入後であって、当該書類の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を知事に提出するものとする。

（通称名の使用）

- 第6条 届出者が前条第1項の規定による届出において、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）の使用を希望し、知事が必要と認める場合は、戸籍上の氏名と併せて、通称名を使用することができる。
- 2 前項の規定により通称名を記載する場合にあっては、前条第1項の規定により届出書を提出する際に、当該通称名を社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる書類の写し等を提出するものとする。

（受理証明書の交付）

- 第7条 知事は、届出者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、届出者に対し、福島県パートナーシップ届出書受理証明書（様式第3号。以下「受理証明書」という。）を交付する。ただし、届出時点において一方が転入予定者である届出者（他の一方が県内に住所を有する者である届出者を除く。）又は双方が転入予定者である届出者に対しては、転入予定者受付票（様式第4号）を交付し、当該転入予定者が県内への転入後に発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書（県内への転入後であって、当該書類の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を知事に提出した後に交付する。

（受理証明書の再交付）

- 第8条 前条の規定により受理証明書の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等により受理証明書の再交付を希望するときは、福島県パートナーシップ届出書受理証明書再交付申請

書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）により、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、受理証明書の再交付を受けるときは、第5条第3項第3号に規定する本人確認を行うための書類の写し及び毀損、汚損による場合は、既に交付した受理証明書を提出しなければならない。

（変更等の届出）

第9条 第7条の規定により受理証明書の交付を受けた者は、第5条の規定により届出書に記載した事項に変更が生じたときは、福島県パートナーシップ届出書に関する変更届（様式第6号。以下「変更届」という。）により、知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により変更届を提出するときは、変更内容が確認できる書類及び第5条第3項第3号に規定する本人確認を行うための書類の写しを提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による変更内容が、受理証明書に記載されている事項であるときは、交付を受けた受理証明書を提出しなければならない。

（受理証明書の返還）

第10条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福島県パートナーシップ届出書受理証明書返還届（様式第7号。以下「返還届」という。）に受理証明書を添えて、知事に提出しなければならない。また、受理証明書の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届の提出をもって受理証明書を返還したものとみなす。

- （1）パートナーシップが解消されたとき。
- （2）届出者の双方が共に県内に住所を有しなくなったとき。
- （3）届出者の一方が死亡したとき。
- （4）次条の規定により、届出が無効となったとき。
- （5）受理証明書の紛失等により再交付を受けた者が、再交付前の受理証明書を発見したとき。
- （6）その他前各号に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。

- 2 前項の場合において、知事は、当該届出に係る受理証明書の交付番号を公表することができる。
- 3 第1項第3号に該当し、受理証明書を返還した者が引き続き当該受理証明書の保持を希望するときは、知事は、当該受理証明書に死亡した日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、再び交付するものとする。

（無効となる届出）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出を無効とし受理証明書の返還を求めるものとする。

- （1）届出の内容に虚偽があったとき。
- （2）受理証明書を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと知事が認めるとき。
- （3）第3条の各号の規定に反しているとき。

- 2 前項の場合において、知事は、当該届出に係る受理証明書の交付番号を公表することができる。

（近親者等の氏名等の削除）

第12条 第5条第2項の規定により受理証明書に氏名等を記載された近親者等（ただし、15歳以上の者に限る。）は、福島県パートナーシップ届出書受理証明書に関する申立書（様式第8号。以下「申立書」という。）に第5条第3項第3号に定める本人確認を行うため

の書類の写しを添えて、受理証明書から氏名等を削除するよう知事に申し立てることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申立書が提出されたときは、届出者に対し、受理証明書の返還を求めるとともに、当該申し立てを行った近親者等の氏名等を削除した受理証明書を交付する。

（記載内容証明書の交付）

第13条 届出者は、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、福島県パートナーシップ届出書記載内容証明交付申請書（様式第9号。以下「記載内容証明交付申請書」という。）を知事に届出することにより、福島県パートナーシップ届出書記載内容証明書（様式第10号）の交付を受けることができる。

- 2 前項の規定により記載内容証明交付申請書を提出するときは、第5条第3項第3号に規定する本人確認を行うための書類の写しを提出しなければならない。

（個人情報の適正な取扱い）

第14条 知事は、この要綱に基づき収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理及び保管するものとする。

（他の自治体との連携）

第15条 知事は、福島県パートナーシップ制度の普及に向けて、県内の市町村及び福島県パートナーシップ制度に類する制度を実施する県外の自治体との連携を推進する。

- 2 福島県パートナーシップ制度に類する制度を実施する県内の市町村が交付したパートナーシップの届出を証する書類（以下「県内市町村の証明書等」という。）については、福島県の行政において、受理証明書とみなす。
- 3 県内市町村の証明書等を有する者が、第5条の規定に基づき届出を行うときは、県内市町村の証明書等の写しを提出することにより、同条第3項第2号及び第4項第1号の書類の提出を省略することができる。

（県民及び事業者への周知及び啓発）

第16条 知事は、県民及び事業者がこの要綱の規定に基づくパートナーシップ制度の趣旨を理解するとともに、これを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、福島県パートナーシップ制度の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

福島県知事 様

福島県パートナーシップ届出書

私たちは、お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常の生活において相互に協力しながら継続的に生活を共にする関係にあり、又、福島県パートナーシップ制度実施要綱第3条の規定に基づく届出者の要件を満たしていますので、同要綱第5条第1項の規定に基づき、届け出ます。

届 出 者		
フリガナ		
戸籍上の氏名 又は通称名※1		
フリガナ		
通称名使用の場合 戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	〒	〒
転入予定日※2	年 月 日	年 月 日
連絡先電話番号		
メールアドレス		

※1 通称名による受理証明書の交付を希望する場合は、通称名を記入してください。

※2 3か月以内に県内に転入する場合は、福島県内への転入予定日を記入してください。

子、親、三親等内の近親者等（ただし、未成年の子は生計同一に限る。）

フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			

※ 欄が不足する場合は、別紙に記載してください。

届出に当たっての確認事項

私たちは、福島県パートナーシップ制度に基づく届出を行うに当たり、届出書及び以下の第1表の記載内容が事実と相違ないこと及び、同要綱の規定を遵守することを確認します。

また、第2表のとおり個人情報の取扱いについて同意します。

第1表

確認欄	確認項目		要綱
☐	お二人の関係	届出をするお二人が、お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常の生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする関係であること。	第2条
☐	年齢条件	届出をするお二人が民法第4条に規定する成年に達していること。	第3条第1号
☐	住所要件	届出者の住所について、次の(1)(2)のいずれかに該当すること。 (1) お二人又はいずれか一方が、県内に住所を有すること。	第3条第2号
☐	〃	(2) 申請日時点では、二人とも県内に住所はないが、今後3か月以内にお二人又はいずれか一方が県内への転入を予定していること。	
☐	独身要件等	届出をするお二人に民法における配偶者がいないこと。	第3条第3号
☐	〃	届出をするお二人が、他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。	第3条第4号
☐	近親者ではない	届出をするお二人が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。	第3条第5号

※ 内容を確認の上、□に✓を付けてください。（住所要件については(1)(2)のいずれか、その他事項については、すべての項目に☑が必要です。）

第2表

確認欄	個人情報の取扱いに関する確認項目
☐	利用する行政サービスに関する確認などのため、県の制度所管課と県の行政サービスの所管課、又は、県内市町村のサービス等を利用する場合における当該市町村と県の制度所管課との間において、当該制度利用に関する個人情報を共有することに同意します。
☐	変更届等手続きに関するご案内などのため、県の制度所管課から届出者へ電話、メール等で連絡することに同意します。

※ お二人が同意する場合に□に✓を入れてください。（すべての項目に☑が必要です。）

【添付書類の確認】

- ☐ (1) お二人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書等*
- ☐ (2) 県内市町村が交付したパートナーシップ制度の証明書等の写し（該当者のみ）
- ☐ (3) お二人の戸籍抄本、独身証明書等*（(2)を添付した場合は省略可）
- ☐ (4) お二人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し
- ☐ (5) 子や親等の近親者等の氏名等の記載を希望する場合、その方の戸籍抄本や住民票の写し等*で関係性が確認できるもの。ただし、(2)に近親者等の氏名等の記載があり内容の変更がない場合は省略可。
- ☐ (6) 15歳以上の近親者等の氏名等の記載を希望する場合「近親者等の氏名等の記載に関する同意書(様式第2号)」
- ☐ (7) 通称名を日常的に使用していることが確認できる書類の写し（2種類以上）

※ 提出する添付書類の□に✓を入れてください。

※ *については、届出日以前3か月以内に発行されたものに限りします。

年 月 日

福島県知事 様

近親者等の氏名等の記載に関する同意書（15歳以上）

私は、（届出者） _____ 及び（届出者） _____ が福島県パートナーシップ制度実施要綱第5条の規定による届出をするにあたり、福島県パートナーシップ届出書受理証明書に私の氏名及び生年月日を記載することに同意します。

【同意者】 氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生（ _____ 歳）

届出者との関係 _____

代筆の場合

代筆者氏名 _____

代筆の理由 _____

（表面）

この証明書の提示を受けた皆様へ この証明書は、届出をしたお二人がお互いを人生のパートナーとして認め合い、日常生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする関係にある旨を届け出たことを、福島県が受理したことを証明するものです。 法的な効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、上記趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。 また、この証明書をお持ちの方が本制度を利用していること等については、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。 お問合せ先：福島県生活環境部共生社会・女性活躍推進課 電話：024-521-7188	二つ折り  福島県
---	--

（裏面）

福島県パートナーシップ届出書受理証明書 福島県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理したことを証明します。 <table><tr><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【本人】 氏名： _____ (年 月 日生) 届出日： 年 月 日 交付番号： 第 号 証明日： 年 月 日 </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【パートナー】 氏名： _____ (年 月 日生) 福島県知事 </td></tr></table> 印	【本人】 氏名： _____ (年 月 日生) 届出日： 年 月 日 交付番号： 第 号 証明日： 年 月 日	【パートナー】 氏名： _____ (年 月 日生) 福島県知事	《 特記事項 》 ○ 緊急連絡先【この欄の記載は自由です。】 ※ 急病や怪我等で緊急の連絡が必要な場合は、パートナーへ連絡してください。また、パートナーとの面会を希望します。 (本人署名) _____ (パートナーの連絡先) _____ ○ 子、親、三親等内の近親者等 続柄： _____ 氏名： _____ (年 月 日生) 続柄： _____ 氏名： _____ (年 月 日生) 続柄： _____ 氏名： _____ (年 月 日生) ○ 通称名を使用している場合の戸籍上の氏名 【本人】 _____ 【パートナー】 _____
【本人】 氏名： _____ (年 月 日生) 届出日： 年 月 日 交付番号： 第 号 証明日： 年 月 日	【パートナー】 氏名： _____ (年 月 日生) 福島県知事		

※ 大きさは、縦5.5センチメートル、横18.2センチメートルとし、横二つ折りとする。

様式第 4 号（第 7 条関係）

転入予定者受付票

福島県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、次のとおり福島県パートナーシップ届出書を受け付けました。

今後、福島県内に転入された後、下表の提出期限までに住民票の写し又は住民票記載事項証明書を担当課へ提出してください。

届出年月日	
住民票の写し等の提出期限 (届出年月日から 3 か月以内)	

届 出 者		
フリガナ		
氏 名 (通称名)		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	〒 ー	〒 ー
転入予定日	年 月 日	年 月 日

年 月 日

福島県知事 印

この提示を受けた事業者等の皆様へ

福島県では、すべての県民が個人として尊重され、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現に向け、「福島県パートナーシップ制度」を導入しています。

この制度は、法律上の婚姻をしていないカップルが、お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常の生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする関係（パートナーシップ）にあることを届け出たことについて、福島県が「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」を交付する制度です。

この「転入予定者受付票」は、福島県内への転入を予定している県外在住者でこの制度の利用を希望される方が転入するまでの間、発行しているものです。この受付票の所持者が県内の不動産物件等の契約をしようとするときなどに、二人の関係性を説明し、理解をいただくためのものとして、事業者の皆様にご提示することがあります。提示を受けられた方は、その趣旨を十分御理解くださいますようお願いいたします。

また、本制度の利用予定の方の個人情報、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

担当課（問い合わせ先）福島県生活環境部共生社会・女性活躍推進課

電話番号：024-521-7188

福島県パートナーシップ届出書受理証明書再交付申請書

年 月 日

福島県知事 様

(申請者) 住 所
氏 名

福島県パートナーシップ届出書受理証明書の再交付を受けたいので、福島県パートナーシップ制度実施要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

届出済みの内容		
フリガナ		
戸籍上の氏名 又は通称名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
届出日・交付番号	年 月 日【第 号】	
再交付申請書の内容		
再交付を 求める書類 (該当する□に✓を記入)	☐ 受理証明書	☐ 受理証明書
再交付の理由 (該当する□に✓を記入)	☐ 紛失 ☐ 毀損 ☐ 汚損 ☐ その他 ()	☐ 紛失 ☐ 毀損 ☐ 汚損 ☐ その他 ()

- ※1 毀損、汚損により受理証明書の再交付を受けるときは、再交付申請書に既に交付した受理証明書を郵送等により返還してください。
- ※2 紛失により受理証明書を添付できない場合は、発見後速やかに返還してください。

【添付書類の確認】
☐ 申請者お一人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し
☐ 汚損、毀損した受理証明書（紛失の場合は提出不要）

※ 提出する添付書類の□に✓を入れてください。

福島県知事 様

福島県パートナーシップ届出書に関する変更届

福島県パートナーシップ制度実施要綱第9条第1項の規定により、届出書に記載した事項の変更を届け出ます。

届 出 者		
フリガナ		
戸籍上の氏名 又は通称名		
届出日・交付番号	年 月 日【第 号】	

届出者に関する変更		
変更事項(該当する□ に✓を入れる)	変更前	変更後
☐ 氏名変更 ☐ 通称名変更 ☐ 住所変更 ☐ その他		
近親者等に関する変更		
☐ 氏名変更 ☐ 住所変更 ☐ その他		

○氏名等の記載を削除する近親者等

氏名		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		生年月日	年 月 日	続柄	

○新たに届け出る近親者等

フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			

【添付書類の確認】
☐ 届出者お二人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し
☐ (氏名を変更した場合) 戸籍抄本等*
☐ (通称名を変更した場合) 変更がわかる書類
☐ (住所を変更した場合) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書*
☐ (近親者等を新たに届け出る場合) 新たに届け出る近親者との関係が確認できる書類(戸籍抄本や住民票の写し等*)
☐ (新たに届け出る近親者等が15歳以上の場合)「近親者等の氏名等の記載に関する同意書(様式第2号)」
☐ (変更届で受理証明書の内容に変更が生じる場合) 受理証明書

※ 提出する添付書類の□に✓を入れてください。
※ *については、届出日以前3か月以内に発行されたものに限りです。

福島県知事 様

福島県パートナーシップ届出書受理証明書返還届

福島県パートナーシップ制度実施要綱第 10 条第 1 項の規定により、受理証明書の返還事由が生じたので届け出ます。

届 出 者		
フリガナ		
戸籍上の氏名 又は通称名		
届出日・交付番号	年 月 日【第 号】	

返還事由等	
返還事由 (該当する□に ✓を入れる)	☐ パートナーシップが解消されたため。 ☐ 届出者の双方が共に県内に住所を有しなくなったため(一時的な場合を除く)。 ☐ 届出者の一方が死亡したため。(欄外※を確認してください。) ☐ 届出の内容に虚偽があったため届出が無効となったため。 ☐ 受理証明者を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認められたため。 ☐ 受理証明書の紛失等により再交付を受けた者が、再交付前の受理証明書を発見したため。 ☐ その他(具体的に) ()
返還する 受理証明書 (該当する□に ✓を入れる)	☐ 受理証明書を郵送により返還しますが、再度、交付を希望します。 (返還枚数 枚) ☐ 受理証明書を郵送により返還します。再度の交付は希望しません。 (返還枚数 枚 ☐ 紛失等により受理証明書は返還できません。 ☐ その他 ()

※ いずれか一方の死亡により受理証明書を返還する場合は、希望により当該受理証明書に死亡された日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、再び交付することができます。

福島県パートナーシップ届出書受理証明書に関する申立書

年 月 日

福島県知事 様

(申立者) 住 所
氏 名
連絡先

福島県パートナーシップ制度実施要綱第 12 条第 1 項の規定により、受理証明書から私の氏名及び生年月日を削除するよう申し立てます。

○氏名及び生年月日の削除をする近親者等

氏名		生年月日	年 月 日	続柄	
----	--	------	-------	----	--

○受理証明書に記載の届出者の氏名

届 出 者		
フリガナ		
受理証明書に 記載の氏名		

【添付書類の確認】

☐ 申立者のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し

※ 提出する添付書類の□に✓を入れてください。

福島県知事 様

福島県パートナーシップ届出書記載内容証明交付申請書

(申請者) 住 所
氏 名

福島県パートナーシップ制度実施要綱第13条第1項の規定により、福島県パートナーシップ届出書記載内容証明書の交付を申請します。

届出済みの内容		
フリガナ		
戸籍上の氏名 又は通称名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
届出日・交付番号	年 月 日【第 号】	
利用目的		
利用目的		

【添付書類の確認】 ☐ 申請者お一人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し

※ 提出する添付書類の□に✓を入れてください。

福島県パートナーシップ届出書記載内容証明書

届 出 者		
フリガナ		
戸籍上の氏名 又は通称名※1		
フリガナ		
通称名使用の場合 戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	〒	〒
届出日・交付番号	年 月 日【第 号】	

子、親、三親等内の近親者等（ただし、未成年の子は生計同一に限る。）

フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			

福島県パートナーシップ制度実施要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、上記のとおり福島県パートナーシップ届出書に記載されている内容について証明します。

年 月 日

福島県知事 印